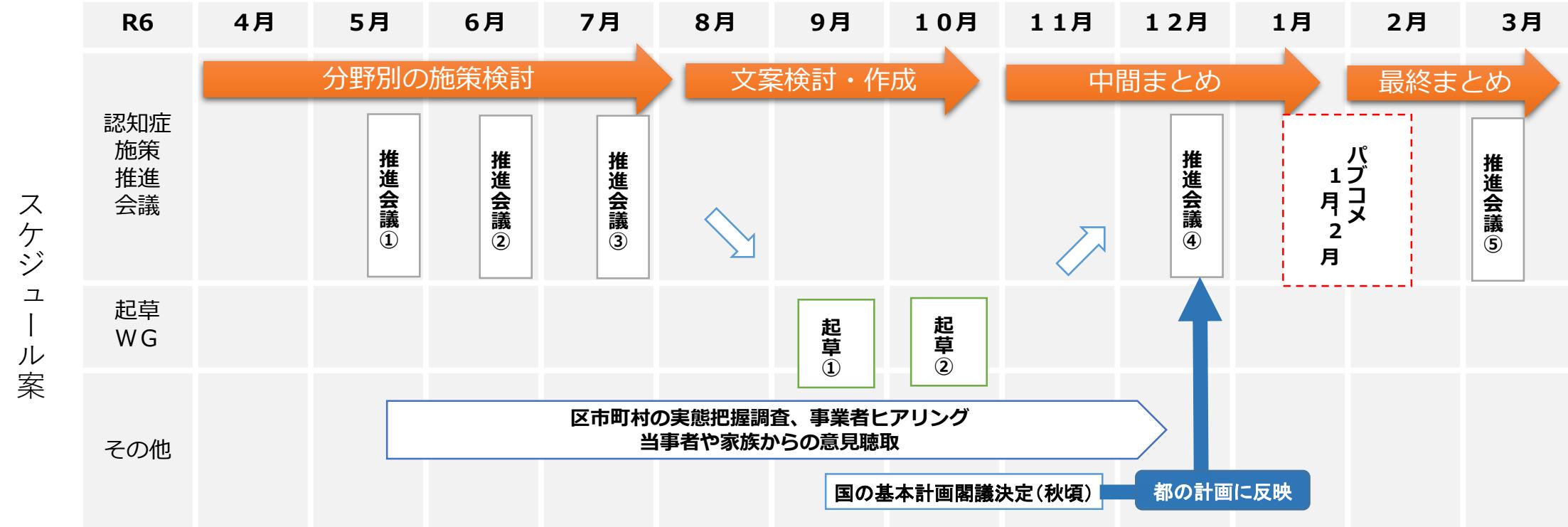


# 東京都認知症施策推進計画の策定について

資料 5 - 2

- 認知症基本法では「都道府県は、國の基本計画を基本とするとともに、当該都道府県の実情に即した都道府県認知症施策推進計画を策定するよう努めなければならない」とされている（法第12条）
- これを受け、令和7年度～令和11年度の5年間を計画期間とする都の推進計画の策定に向け、東京都認知症施策推進会議で検討を進める（策定後は、第9期高齢者保健福祉計画の最終年度である令和8年度に中間見直しを行い、令和9年度～の第10期高齢者保健福祉計画の内容を反映することを想定）
- 令和6年度は推進会議で7月末までに施策検討を行った後、起草WGにつなげ、12月以降の推進会議で「中間のまとめ（案）」「計画（最終案）」につき議論



## ●各会議の議事内容（案）

### 推進①（本日）

### 推進②（6月28日（金）予定）

- ・各分野（検討項目①～④）の取組状況と課題等

### 推進③（7月26日（金）予定）

- ・各分野（同⑤～⑧）の取組状況と課題、計画全体の方向性等

### 起草①（9月）

- ・計画構成案
- ・計画本文（素案）

### 起草②（10月）

- ・計画構成案
- ・計画本文（素案）

### 推進④（12月）

- ・中間まとめ（案）

### 推進⑤（3月）

- ・パブコメとその回答
- ・計画（最終案）